

社援地発 0624 第 1 号
令和 6 年 6 月 24 日

各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

自立相談支援事業の委託先選定ガイドラインについて

自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき都道府県等において実施されているところ、都道府県等は、事業の事務の全部又は一部について、適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施することができる社会福祉法人等に委託することができることとしている。

現在、約 7 割の都道府県等が自立相談支援事業を委託（直営と委託を組み合わせる場合を含む。）により運営しているが、事業者の選定に当たっては随意契約による場合がほとんどであり、そのうちの多くは企画提案等による評価プロセスを経ずに選定されている（参考の調査研究における自治体アンケート参照）。

評価プロセスを経ない随意契約は、委託先が特定の事業者固定化され他の事業者の参入が阻害される等、競争性が低下し、事業の質の維持・向上や透明性の確保の観点で懸念が生じる。また、最低価格落札方式の一般競争入札による場合は、事業の質に関する評価が行われないことから、事業の内容・経験・実績が不十分な事業者が選定される懸念が生じる。

さらに、委託する際の契約期間については、予算の単年度主義を踏まえれば単年度契約が原則となるが、単年度契約では事業の継続性を確保することが難しく、支援の質の向上や人材の育成・確保及び支援員の処遇改善等の観点で課題が生じることとなる。

こうした点を踏まえ、令和 5 年度の社会福祉推進事業において、自立相談支援事業の委託先の選定方法や選定基準を含めた委託のあり方について調査研究を行い、今般、これを基に、別添のとおり「自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン」を取りまとめたので通知する。

本ガイドラインには、自治体へのアンケート調査の結果等を踏まえて、

- ・ 随意契約等における評価プロセスとして、支援実績をはじめ、相談支援の質を向上させる取組、支援員の処遇改善の仕組み、他機関との協働、他制度やインフォーマルサービスとの連携等を、委託先選定時の評価指標に取り入れる方法

- ・ 専門的知見を有する第三者も参加する選定委員会の設置など、委託先選定時に適切な評価を行う体制の整備
- ・ 複数年度契約とする場合の競争性確保の方法や手続き、適当な契約期間
- ・ その他、委託先候補の開拓や、小規模自治体における複数自治体による同一事業者への委託方法、都道府県の役割

等を盛り込み、委託先選定に当たっての視点や方法、留意事項等を整理している。

各自治体においては、自立相談支援事業を委託する際、本ガイドラインを参考にしていただき、生活困窮者自立支援制度の更なる取組の強化を図るようお願いする。なお、生活困窮者自立支援法に基づく他の事業を委託しようとする場合にも、当該事業の性格を踏まえつつ本ガイドラインを参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

（参考）一般社団法人北海道総合研究調査会「厚生労働省令和 5 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業 自立相談支援機関における支援体制の強化に資する取組に関する調査研究 報告書」（令和 6 年 3 月）

<https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/16/2183/>